

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の客員研究員に関する規程

平成 30 年 3 月 8 日 規程第 290 号
改正 平成 31 年 2 月 1 日 規程第 306 号
令和 4 年 3 月 15 日 規程第 388 号
令和 7 年 4 月 1 日 規程第 474 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）の客員研究員に関する必要な事項を定め、もって国立のぞみの園における研究業務の進展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 客員研究員とは、国立のぞみの園における特定の研究を進展するため、高度の専門的知識を有し、当該研究に主体的に協力する国立のぞみの園職員以外の研究者をいう。

(資格)

第 3 条 客員研究員は、大学の教授、准教授及び講師、若しくは研究機関等の研究員又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

(条件)

第 4 条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

- (1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 3 条に規定する調査研究の進展のために、国立のぞみの園職員以外の協力を必要とする場合
- (2) 国立のぞみの園の職員と共同研究を希望する場合であって、当該研究が国立のぞみの園における研究業務の進展に資するものであること
- (3) 前 2 号に準ずる場合

(申請)

第5条 総務企画局研究・人材養成部長（以下「研究・人材養成部長」という。）は、客員研究員を受け入れようとする場合は、理事長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、客員研究員承認申請書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

（承認）

第6条 理事長は、前条第1項の規定による申請が適当と認められるときは、受け入れを承認する。

2 理事長は、前項の規定による承認をしたときは、客員研究員として委嘱する。

（委嘱期間）

第7条 客員研究員の委嘱期間は、理事長が定める。ただし、必要がある場合、理事長は延長を承認することができる。

2 研究・人材養成部長は、前項ただし書きの規定による延長を申請する場合、客員研究員委嘱期間延長申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。なお、延長期間については、理事長が定める。

（待遇）

第8条 客員研究員と国立のぞみの園の間には、雇用関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与の支給その他一切の給付は行わない。

（施設等の利用）

第9条 客員研究員は、国立のぞみの園の業務に支障のない範囲で、研究上必要な施設・設備等を利用することができる。なお、調査データの活用においては、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」（令和3年3月1日方針335号）に準ずる。

（研究倫理と遵守義務）

第10条 客員研究員は、その研究活動において高い倫理性を持ち、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」（平成29年11月14日規程第285号）及びその他国立のぞみの園の諸規定を遵守しなければならない。

2 客員研究員は、国立のぞみの園で調査及び介入研究等を実施する場合、「独立行

政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調査研究倫理審査委員会における審査事項に関する方針」（平成 29 年 11 月 14 日方針第 292 号）を遵守しなければならない。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

客員研究員承認申請書

年 月 日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 殿

総務企画局 研究・人材養成部長 印

下記のとおり、客員研究員として受入を申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。

記

氏 名	
所 属	
協力していただく 研究内容	
委 嘱 期 間	年 月 日～ 年 月 日
協力していただく 頻度	<input type="checkbox"/> 定期 年・月・週 回 <input type="checkbox"/> 不定期 1回 時間 <input type="checkbox"/> その他 ()
報 酬 等	なし

(様式第2号)

客員研究員委嘱期間延長申請書

年 月 日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 殿

総務企画局 研究・人材養成部長 印

下記のとおり、客員研究員の受入期間延長を申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。

記

氏 名	
所 属	
期間延長理由	
委 嘱 期 間 既 委 嘱 期 間 延 長 期 間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日

(参考様式1：※客員研究員の委嘱依頼)

国重総研発第 号
年 月 日

委嘱対象者が所属する組織の長 殿

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 印

客員研究員の委嘱について（依頼）

標記の件について、貴職管下の職員を当法人客員研究員として下記のとおり委嘱させていただきたく、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

所属・職名・氏名	
委 嘱 期 間	年 月 日～ 年 月 日
協力していただく 研究内容	
協力していただく 頻度	<input type="checkbox"/> 定期 年・月・週 回 <input type="checkbox"/> 不定期 1回 時間 <input type="checkbox"/> その他 ()
報 酬 等	なし

(参考様式2：※客員研究員の承諾書)

承 諾 書

年 月 日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 殿

客員研究員として貴法人に協力することを承諾します。
なお、協力にあたっては、貴法人の諸規定を遵守します。

所 属	
所属先住所	
(フリガナ) 氏 名	印

(参考様式3：※客員研究員の所属長の承諾書)

承 諾 書

年 月 日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 殿

機 関 名	
職 名	
代表者名 (機関長)	職印

下記の者が、貴法人総務企画局研究部 客員研究員となることを承諾いたします。

記

氏 名	
所 属	(所属) (職位)
委嘱期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※この承諾書は、本務先のある者のみ提出する。